

横浜市公会堂条例施行規則を次のように定める。

横浜市公会堂条例施行規則

(許可の申請)

第1条 横浜市公会堂条例(昭和28年3月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条の規定により公会堂の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (2) 利用の目的及び方法
- (3) 利用日時
- (4) 利用する施設の種別及び附属設備
- (5) 入場者、会合者等の予定人員
- (6) 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、その額及び方法
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(昭61規則41・全改、平19規則96・平22規則67・令6規則4・一部改正)

(許可の申請期間)

第2条 前条の規定により許可申請書を提出することのできる期間は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める日から利用しようとする日(以下「利用日」という。)の3日前までとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 講堂及びこれに付随して利用する講堂以外の施設 利用日の6箇月前の日
- (2) 講堂以外の施設 利用日の3箇月前の日

(昭61規則41・全改、平8規則71・平19規則96・令6規則4・一部改正)

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、公会堂の利用を許可したときは、許可書を申請者に交付する。

(昭61規則41・旧第5条繰上、平19規則96・一部改正、令6規則4・旧第4条繰上・一部改正)

(許可事項の変更)

第4条 条例第2条の規定により公会堂の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、第1条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更の許可をしたときは、変更許可書を利用者に交付するものとする。

(昭61規則41・追加、平19規則96・一部改正、令6規則4・旧第5条繰上・一部改正)

(指定管理者の公募)

第5条 区長は、条例第5条第3項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平19規則96・追加、平22規則67・一部改正、令6規則4・旧第6条繰上)

(指定申請書の提出等)

第6条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第4項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該公会堂の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他区長が必要と認める書類

(平19規則96・追加、平21規則21・平22規則67・一部改正、令6規則4・旧第7条繰上)

(開館時間等)

第7条 公会堂の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 公会堂の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更し及び休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができる。

(平8規則71・平14規則32・一部改正、平19規則96・旧第7条繰下、令6規則4・旧第9条繰上・一部改正)

(利用料金の後納)

第8条 条例第9条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平19規則96・追加、平24規則7・一部改正、令6規則4・旧第12条繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定める率を利用料金に乗じて得た額とする。

- (1) 本市が主催する行事等に利用する場合 100分の100
- (2) 本市が共催する行事等に利用する場合 100分の50
- (3) その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める率
(平19規則96・追加、平24規則7・一部改正、令6規則4・旧第13条繰上・一部改正)

(利用料金の返還)

第10条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は当該各号に定める率を既納の利用料金に乗じて得た額とする。

- (1) 利用者の責めに帰さない事由により公会堂を利用できなくなった場合 100分の100
- (2) 利用日の1箇月前までに利用の取消しを申し出た場合 100分の80
(平19規則96・追加、平24規則7・一部改正、令6規則4・旧第14条繰上・一部改正)

(委任)

第11条 この規則実施のために必要な事項は、市民局長が定める。

(昭61規則41・旧第19条繰上・一部改正、平4規則62・一部改正、平17規則77・旧第17条繰上、平18規則84・一部改正、平19規則69・旧第16条繰上、平19規則96・旧第15条繰下、平22規則8・一部改正、令6規則4・旧第20条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年3月5日から適用する。

附 則(昭和28年3月規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年12月規則第70号)

この規則は、昭和29年1月1日から施行する。

附 則(昭和29年6月規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和29年6月規則第31号)

この規則は、昭和29年6月18日から施行する。

付 則(昭和33年7月規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和34年6月規則第22号)

この規則は、昭和34年6月15日から施行する。

付 則(昭和35年2月規則第1号)

この規則は、昭和35年2月11日から施行する。

付 則(昭和35年5月規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、従前の規定によってなした手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の相当規定によってなした手続その他の行為とみなす。

付 則(昭和35年5月規則第30号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。(ただし書略)

付 則(昭和35年6月規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和35年11月規則第67号)

この規則は、昭和35年12月1日から施行する。

付 則(昭和36年8月規則第35号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和36年9月1日から施行する。

付 則(昭和37年12月規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年3月規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和39年4月1日から施行し、施行日以後の使用に係るものから適用する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、すでにその使用が認められている用途または目的外使用に係る使用料については、この規則施行の日から1箇月に限り、市長の許可を受けてから直ちに納付するものとする。

付 則(昭和40年4月規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年7月規則第54号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年3月規則第26号)

この規則は、昭和42年4月1日から施行し、施行日以後の使用許可申請に係るものから適用する。

付 則(昭和42年6月規則第52号)

この規則は、昭和42年6月15日から施行し、施行日以後の使用許可申請に係るものから適用する。

付 則(昭和43年4月規則第25号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和46年6月規則第63号)

この規則は、昭和46年6月15日から施行する。

付 則(昭和46年6月規則第69号)

この規則は、昭和46年7月5日から施行する。

付 則(昭和46年10月規則第90号)

この規則は、昭和46年10月6日から施行する。

付 則(昭和46年11月規則第103号)

この規則は、昭和46年11月8日から施行する。

付 則(昭和47年5月規則第67号)

この規則は、昭和47年5月15日から施行する。

付 則(昭和48年3月規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に決裁手続の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

付 則(昭和48年8月規則第115号)

この規則は、昭和48年8月18日から施行する。

付 則(昭和49年4月規則第46号)

この規則は、昭和49年4月22日から施行する。

附 則(昭和49年5月規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則第7条第2項ただし書の規定は、施行日以後に申し込んだ者から適用し、施行日の前日までに申し込んだ者については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年6月規則第80号)

この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則(昭和50年10月規則第113号)

この規則は、昭和50年10月20日から施行し、この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則第6条の規定は、同日以後の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(昭和51年3月規則第24号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後に申込みを受けた結婚式場の利用に係る使用料から適用する。

附 則(昭和51年10月規則第104号)

この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則(昭和53年1月規則第6号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行し、この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定は、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則(昭和53年9月規則第116号)

この規則中横浜市戸塚公会堂に係る改正規定は昭和53年10月11日から、横浜市港北公会堂に係る改正規定は昭和53年11月14日から施行する。

附 則(昭和53年12月規則第139号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月規則第81号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則別表第1横浜市開港記念会館の項の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月規則第24号)

(施行期日)

1 この規則中横浜市西公会堂に係る改正規定は昭和57年4月28日から、横浜市保土ケ谷公会堂に係る改正規定は昭和57年4月29日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定は、横浜市西公会堂にあっては昭和57年4月28日以後の、横浜市保土ケ谷公会堂にあっては昭和57年4月29日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則(昭和58年7月規則第71号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市公会堂条例施行規則の規定により横浜市磯子会館の使用の許可を受けたものについては、この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定により横浜市磯子公会堂又は横浜市磯子会館の使用の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和60年7月規則第59号)

この規則は、昭和60年10月12日から施行する。

附 則(昭和61年4月規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年6月規則第72号)

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月規則第57号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行し、この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成元年1月規則第1号)

この規則は、平成元年6月16日から施行する。

附 則(平成2年12月規則第96号)

この規則中、横浜市泉公会堂に係る改正規定は平成3年5月11日から、横浜市栄公会堂に係る改正規定は平成3年5月15日から施行する。

附 則(平成4年6月規則第62号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月規則第64号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年11月規則第117号)

この規則は、平成7年4月25日から施行する。

附 則(平成7年6月規則第81号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成8年7月規則第71号)

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成9年4月規則第56号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年5月規則第56号)

この規則は、平成11年11月16日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第89号) 抄

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第77号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月規則第148号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年3月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市公会堂条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月規則第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成19年5月規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月規則第96号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月規則第67号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定(横浜市瀬谷公会堂の項を削る部分に限る。)は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成24年2月規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表の2の表アップライトピアノの項を削る改正規定は公布の日から、別表の1の表横浜市緑公会堂の項を削る改正規定は同年5月15日から施行する。

附 則(令和6年2月規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式(第6条第1項)

(平19規則96・追加、平21規則21・令6規則4・一部改正)

別記様式(第6条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

次の公会堂の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 公会堂

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該公会堂の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他区長が必要と認める書類